



山形県公報

平成23年5月10日(火)
第2241号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(森 林 課) ……446

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……447
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………( 同 ) ……448
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る  
事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……449
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定……………(障がい福祉課) ……同
- 応急入院指定病院の指定……………( 同 ) ……450
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第2項後段の規定による措置を  
採ることができる応急入院指定病院の指定……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……451
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……同

### 人事委員会関係

### 告 示

- 平成23年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施……………452
- 平成23年度山形県警察官採用試験の実施……………455

### 公 告

- 平成23年度調理師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……460
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……461
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……462
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………( 同 ) ……同

### 正 誤

## 規 則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第29号

#### 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年9月県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第10条第1項の規定」に、「及び」を「、」に、「に定める」を「、六次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定める」に改める。

第2条第1号中「を含む」を「及び六次産業化法第10条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する促進事業者を含む」に改め、同条第2号中「の規定」を「及び六次産業化法第10条第1項の規定」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(6) 六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者

第5条中「及び」を「並びに」に、「の規定」を「及び六次産業化法第10条第1項の規定」に改める。

第7条中「の規定」を「及び六次産業化法第10条第1項の規定」に改める。

別記様式第1号中

「  
林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項  
林業・木材産業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第7条第1項  
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第1項  
の規定により適用される林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項  
」を

「  
林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項  
林業・木材産業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第7条第1項  
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第1項  
の規定により適用される林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項  
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第1項の規定により適用される林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項  
」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第428号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                                            | 障害福祉サービスの<br>種類   | 定 員                        | 指定年月日           |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------|-----------------|
| 社会福祉法人山形県身体障害者<br>福祉協会<br>山形市大字大森385番地       | 障がい者福祉サービス事<br>業所 山形県リハビリセ<br>ンター<br>山形市大字大森385番地      | 就労継続支援B型          | 70名                        | 平成<br>23. 3. 16 |
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会<br>寒河江市南町三丁目3番31号             | さくらんぼ共生園<br>寒河江市南町三丁目3番<br>31号                         | 生活介護・就労継<br>続支援B型 | 生活介護25名<br>就労継続支援<br>B型10名 | 同<br>3. 31      |
| 社会福祉法人牧人会<br>福島県西白河郡西郷村大字小田<br>倉字上上野原158番地-1 | 指定就労継続支援B型事<br>業所 寒河江共労育成園<br>寒河江市大字柴橋字平野<br>2950番地158 | 就労継続支援B型          | 30名                        | 同               |
| 社会福祉法人碧水会<br>西村山郡大江町大字左沢1277番<br>地           | 障害者通所事業所 らふ<br>らんす大江<br>西村山郡大江町大字左沢<br>1277番地          | 就労継続支援B型          | 20名                        | 同               |
| 社会福祉法人さおう福祉会<br>山形市蔵王上野字南坂924番地              | 多機能型事業所 夢工房<br>山形市蔵王上野字南坂<br>924番地                     | 生活介護・就労継<br>続支援B型 | 生活介護10名<br>就労継続支援<br>B型30名 | 同               |
| 社会福祉法人さくらんぼの里<br>山形市大字岩波字鬼越3番1               | 障がい福祉サービス事業<br>所 のぞみの家<br>山形市大字岩波字鬼越3<br>番1            | 生活介護・就労継<br>続支援B型 | 生活介護10名<br>就労継続支援<br>B型30名 | 同               |
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号                          | 山形県立ワークショップ<br>明星園<br>山形市長町728番地の2                     | 生活介護・就労継<br>続支援B型 | 生活介護10名<br>就労継続支援<br>B型30名 | 同<br>4. 1       |
| NPO法人らっふる<br>寒河江市内の袋一丁目6番4号                  | らっふる<br>寒河江市内の袋一丁目6<br>番4号                             | 生活介護・就労継<br>続支援B型 | 生活介護8名<br>就労継続支援<br>B型12名  | 同<br>3. 31      |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事<br>業団<br>山形市緑町一丁目9番30号        | まある<br>山形市江俣一丁目9番26<br>号                               | 生 活 介 護           | 14名                        | 同               |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事<br>業団<br>山形市緑町一丁目9番30号        | のどか<br>西村山郡河北町谷地己56<br>番地の8                            | 就労継続支援B型          | 20名                        | 同               |

## 山形県告示第429号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害福祉サービスの<br>種類     | 指定年月日       |
|----------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------|-------------|
| 社会福祉法人山形県身体障害者<br>福祉協会<br>山形市大字大森385番地 | 障がい福祉サービス事業所山形県リ<br>ハビリセンター<br>山形市大字大森385番地 | 就労移行支援・就<br>労継続支援A型 | 平成23. 3. 16 |

|                                         |                                              |          |   |      |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|----------|---|------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号       | まある<br>山形市江俣一丁目9番26号                         | 就労移行支援   | 同 | 3.31 |
| 株式会社山形包徳<br>山形市城南町一丁目18番17号ダイヤ65駅西ビル203 | 株式会社山形包徳福祉事業部<br>山形市城南町一丁目18番17号ダイヤ65駅西ビル202 | 就労継続支援A型 | 同 |      |

## 山形県告示第430号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者施設を次のとおり指定した。  
平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地              | 施設の名称及び所在地                           | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                     | 指定年月日           |
|------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|--------------------------|-----------------|
| 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会<br>山形市大字大森385番地       | 障がい者支援施設 山形県リハビリセンター<br>山形市大字大森385番地 | 生活介護                   | 施設入所支援<br>70名<br>生活介護30名 | 平成<br>23. 3. 16 |
| 社会福祉法人徳良会<br>尾花沢市新町三丁目2番21号              | 障害者支援施設 新生園<br>尾花沢市大字荻袋911番地1        | 生活介護                   | 施設入所支援<br>80名<br>生活介護80名 | 同<br>3.31       |
| 社会福祉法人牧人会<br>福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158番地-1 | 山形育成園<br>上山市金谷字金ヶ瀬1111番地             | 生活介護                   | 施設入所支援<br>50名<br>生活介護50名 | 同               |
| 社会福祉法人碧水会<br>西村山郡大江町大字左沢1277番地           | 障害者入所施設 らふらんす大江<br>西村山郡大江町大字左沢1277番地 | 生活介護                   | 施設入所支援<br>30名<br>生活介護30名 | 同               |

## 山形県告示第431号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                         | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社包徳<br>宮城県仙台市青葉区通町二丁目9番1号 | 株式会社包徳山形支店就労継続支援事業部<br>山形市城南町一丁目18番17号ダイヤ65駅西ビル203号 | 就労継続支援A型    | 平成23. 3. 31 |

## 山形県告示第432号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------|---------------------------|---------|------------|
| 有限会社後藤ドライクリーニング        | ベストライフサービス<br>長井市あら町1番26号 | 福祉用具貸与  | 平成23. 5.20 |

**山形県告示第433号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類        | 廃止年月日      |
|--------------------------|---------------------------|----------------|------------|
| 有限会社後藤ドライクリーニング          | ベストライフサービス<br>長井市あら町1番26号 | 介護予防福祉用具<br>貸与 | 平成23. 5.20 |

**山形県告示第434号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------|-----------------------------|---------|------------|
| 社会福祉法人朝日ぶなの木会          | デイサービスぶなの杜<br>鶴岡市熊出字東村152-1 | 通 所 介 護 | 平成23. 4.21 |

**山形県告示第435号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 指定年月日      |
|--------------------------|-----------------------------|----------|------------|
| 社会福祉法人朝日ぶなの木会            | デイサービスぶなの杜<br>鶴岡市熊出字東村152-1 | 介護予防通所介護 | 平成23. 4.21 |

**山形県告示第436号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                    | 所 在 地      | 認 定 期 間                     |
|------------------------|------------|-----------------------------|
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院 | 山形市桜町2番75号 | 平成23年4月1日から<br>平成26年3月31日まで |

|                     |                 |   |
|---------------------|-----------------|---|
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院 | 同 長町二丁目10番56号   | 同 |
| 社会医療法人公徳会<br>若宮病院   | 同 吉原二丁目15番3号    | 同 |
| 医療法人社団斗南会<br>秋野病院   | 天童市大字久野本362番地の1 | 同 |
| 社会医療法人公徳会<br>佐藤病院   | 南陽市柵塚948番地の1    | 同 |
| 山形県立鶴岡病院            | 鶴岡市高坂字堰下28番地    | 同 |

**山形県告示第437号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成23年5月10日

山形県知事 吉村美栄子

| 名 称                 | 所 在 地           | 指 定 期 間                     |
|---------------------|-----------------|-----------------------------|
| 社会医療法人二本松会<br>上山病院  | 上市市金谷字下河原1370番地 | 平成23年4月1日から<br>平成26年3月31日まで |
| 医療法人社団清明会<br>新庄明和病院 | 新庄市大字福田806番地    | 同                           |

**山形県告示第438号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成23年5月10日

山形県知事 吉村美栄子

| 名 称                    | 所 在 地           | 指 定 期 間                     |
|------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院 | 山形市桜町2番75号      | 平成23年4月1日から<br>平成26年3月31日まで |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院    | 同 長町二丁目10番56号   | 同                           |
| 社会医療法人公徳会<br>若宮病院      | 同 吉原二丁目15番3号    | 同                           |
| 医療法人社団斗南会<br>秋野病院      | 天童市大字久野本362番地の1 | 同                           |
| 社会医療法人公徳会<br>佐藤病院      | 南陽市柵塚948番地の1    | 同                           |
| 山形県立鶴岡病院               | 鶴岡市高坂字堰下28番地    | 同                           |

**山形県告示第439号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年5月10日から同月23日まで縦覧に供する。  
 平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 湯田川大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 鶴岡市矢馳字上矢馳89番1から<br>同 字下矢馳44番2まで | 旧    | 20.0メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>855 |
| 同 上                             | 新    | 19.0メートル<br>}<br>12.8 | 同 上         |

**山形県告示第440号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
 平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年4月20日から平成24年3月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（デジタル空中写真撮影・レベル1,000写真地図作成）

**山形県告示第441号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。  
 平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿二丁目1番2号
- 2 届出の内容

| 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 |       | 変更年月日       |
|------------------------|-------|-------------|
| 変 更 前                  | 変 更 後 |             |
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号   | 同 左   | 平成23. 4. 15 |
| 東京都新宿区新宿二丁目1番2号        | 同 左   |             |
| 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号   | 同 左   |             |
| 島根県松江市中原町6番地           | 同 左   |             |

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 長崎県長崎市万才町六丁目33番   | 長崎県長崎市万才町 6 番33号     |
| 鹿児島県鹿児島市中央町九丁目10番 | 鹿児島県鹿児島市中央町 9 番10号   |
|                   | 福島県郡山市中町11番 5 号      |
|                   | 東京都豊島区西池袋五丁目 1 番 6 号 |
|                   | 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号  |
|                   | 宮崎県宮崎市川原町 5 番10号     |
|                   | 沖縄県浦添市字城間3019番地      |

## 人事委員会関係

### 告 示

#### 山形県人事委員会告示第 1 号

平成23年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成23年 5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類  
山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
次表のとおりである。

| 試験区分      | 採用予定人員 | 試験区分         | 採用予定人員 |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 行 政       | 約35名   | 林 業          | 若干名    |
| 警 察 行 政   | 若干名    | 電 気          | 若干名    |
| 福 祉 ・ 心 理 | 約 5 名  | 金 属          | 若干名    |
| 総 合 土 木   | 約15名   | 工 業 化 学      | 若干名    |
| 建 築       | 若干名    | 警 察 科 学（法 医） | 若干名    |
| 一 般 農 業   | 若干名    |              |        |

- 3 試験の程度  
大学卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級 1 級の職又はこれに相当する職
- 5 給与  
この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則とし

て次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適用給料表  | 給料     |
|--------|--------|
| 行政職給料表 | 1級25号給 |
| 研究職給料表 | 2級1号給  |

## 6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「金属」「工業化学」は除く。）及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

(1) 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

(2) 平成2年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者

② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

なお、次の試験区分については、右欄の資格要件を満たす者に限り受験できる。

| 試験区分  | 資格要件                                                                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 福祉・心理 | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成24年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |

## 7 試験の日時、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

### (1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

| 試験日      | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地          | 合格者発表                                                        |
|----------|----------------|--------------|--------------------------------------------------------------|
| 6月26日（日） | 教養試験（多枝選択式）    | 全試験区分<br>山形市 | 7月5日（火）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|          | 専門試験（多枝選択式）    |              |                                                              |

### (2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日                                        | 試験種目及び実施する試験区分   | 試験地          | 合格者発表                                                              |
|--------------------------------------------|------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------|
| 7月17日（日）<br>（予定）                           | 総合試験（論文記述式）      | 全試験区分<br>山形市 | 8月下旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。 |
|                                            | 人物試験（適性検査）       |              |                                                                    |
| 7月25日（月）～<br>7月29日（金）の<br>うち指定する1日<br>（予定） | 人物試験（集団討論及び個別面接） |              |                                                                    |

## 8 各試験種目の配点及び満点

次表のとおりである。

なお、合格者は全ての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準

を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 第1次試験 |      | 第2次試験 |      |      | 満点   |
|-------|------|-------|------|------|------|
| 教養試験  | 専門試験 | 総合試験  | 人物試験 |      |      |
|       |      |       | 集団討論 | 個別面接 |      |
| 150点  | 150点 | 100点  | 100点 | 300点 | 800点 |

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）あて請求すること。

(2) 受験の申込み

ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、80円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「行政受験」と朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

イ インターネットによる申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（<http://www.e-yamagata.lg.jp/>）からインターネットにより申し込むこと。

(3) 受験申込期間

ア 郵送又は持参による申込みの場合

平成23年5月10日（火）から平成23年6月6日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。

なお、郵送による申込みは、平成23年6月6日（月）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年5月10日（火）から平成23年6月1日（水）まで。平成23年6月1日（水）の午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分 | 出題分野                                           |
|------|------------------------------------------------|
| 行政   | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学 |
| 警察行政 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学 |

|           |                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 福 祉 ・ 心 理 | 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、一般心理学（発達心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学 |
| 総 合 土 木   | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業造構                                  |
| 建 築       | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                                       |
| 一 般 農 業   | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学・食品貯蔵加工学、家政学一般、農村計画          |
| 林 業       | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学                                         |
| 電 気       | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                                         |
| 金 属       | 数学・物理、鑄造工学、溶接工学、金属組織学、金属物理学、金属材料学、材料試験法、金属化学                                           |
| 工 業 化 学   | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                                           |
| 警察科学（法医）  | 数学・物理、生化学、有機化学、無機化学、物理化学、分析化学、生物化学、応用微生物学                                              |

山形県人事委員会告示第2号

平成23年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成23年5月10日

山 形 県 人 事 委 員 会  
 委 員 長 安 孫 子 俊 彦

- 1 試験の種類  
 山形県警察官採用試験
- 2 試験区分及び採用予定人員  
 次表のとおりである。

| 試験区分                 | 採用予定人員 | 試験区分        | 採用予定人員 |
|----------------------|--------|-------------|--------|
| 警 察 官 A（男性）          | 48名    | 警 察 官 B（男性） | 33名    |
| 警 察 官 A（女性）          | 6名     | 警 察 官 B（女性） | 4名     |
| 警 察 官 A<br>（武道指導・柔道） | 1名     |             |        |
| 警 察 官 A<br>（武道指導・剣道） | 1名     |             |        |

- 3 試験の程度  
 次表のとおりである。

| 試験区分               | 程 度    | 試験区分      | 程 度    |
|--------------------|--------|-----------|--------|
| 警察官 A（男性）          | 大学卒業程度 | 警察官 B（男性） | 高校卒業程度 |
| 警察官 A（女性）          |        | 警察官 B（女性） |        |
| 警察官 A<br>（武道指導・柔道） |        |           |        |
| 警察官 A<br>（武道指導・剣道） |        |           |        |

4 対象となる職

公安職給料表の職務の級1級の職

5 給与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

| 試 験 区 分                                           | 給 料             |
|---------------------------------------------------|-----------------|
| 警察官 A（男性）、警察官 A（女性）、警察官 A（武道指導・柔道）、警察官 A（武道指導・剣道） | 公安職給料表 1 級21号給  |
| 警察官 B（男性）、警察官 B（女性）                               | 公安職給料表 1 級 1 号給 |

6 受験資格

別表1のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

7 試験の日時、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 警察官 A（男性）、警察官 A（女性）、警察官 A（武道指導・柔道）、警察官 A（武道指導・剣道）

ア 第1次試験

次表のとおりである。

なお、身体測定1の基準は別表2のとおりである。

| 試験日          | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地                                   | 合格者発表                                                                  |
|--------------|----------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 7月10日<br>（日） | 教養試験（多枝選択式）    | 山形市<br>鶴岡市<br>酒田市                     | 7月21日（木）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|              | 身体測定 1         |                                       |                                                                        |
|              | 体力検査 1         |                                       |                                                                        |
| 7月11日<br>（月） | 実技試験           | 警察官 A（武道指導・柔道）及び警察官 A（武道指導・剣道）<br>天童市 |                                                                        |

イ 第2次試験

次表のとおりである。

なお、身体測定2の基準は別表3のとおりである。

| 試験日                 | 試験種目及び実施する試験区分    |                                            | 試験地 | 合格者発表                                                                       |
|---------------------|-------------------|--------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 8月7日<br>(日)<br>(予定) | 作文試験              | 全試験区分                                      | 天童市 | 9月上旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。 |
|                     | 人物試験1（適性検査）       |                                            |     |                                                                             |
|                     | 身体測定2及び身体検査       |                                            |     |                                                                             |
|                     | 体力検査2             |                                            |     |                                                                             |
| 8月中下旬の指定する1日        | 人物試験2（集団討論及び個別面接） | 全試験区分（ただし、集団討論については警察官A（男性）、警察官A（女性）のみ実施。） | 山形市 |                                                                             |

## (2) 警察官B（男性）、警察官B（女性）

## ア 第1次試験

次表のとおりである。

なお、身体測定1の基準は別表2のとおりである。

| 試験日      | 試験種目及び実施する試験区分 |       | 試験地                             | 合格者発表                                                                  |
|----------|----------------|-------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 9月18日（日） | 教養試験（多枝選択式）    | 全試験区分 | 山形市<br>鶴岡市<br>酒田市<br>新庄市<br>南陽市 | 10月6日（木）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|          | 身体測定1          |       |                                 |                                                                        |
|          | 体力検査1          |       |                                 |                                                                        |

## イ 第2次試験

次表のとおりである。

なお、身体測定2の基準は別表3のとおりである。

| 試験日             | 試験種目及び実施する試験区分 |       | 試験地 | 合格者発表                                                                        |
|-----------------|----------------|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| 10月23日（日）       | 作文試験           | 全試験区分 | 天童市 | 11月下旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。 |
|                 | 人物試験1（適性検査）    |       |     |                                                                              |
|                 | 身体測定2及び身体検査    |       |     |                                                                              |
|                 | 体力検査2          |       |     |                                                                              |
| 11月上旬の指定する日（予定） | 人物試験2（個別面接）    |       | 山形市 |                                                                              |

## 8 各試験種目の配点及び満点

別表4のとおりである。

なお、合格者は全ての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署・交番・駐在所、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に、例えば「警察官A請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県警察本部警務課（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577）あて請求すること。

(2) 受験の申込み

ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、80円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県警察本部警務課若しくは県内各警察署警務係に持参又は山形県警察本部警務課あてに郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「警察官A(男性)受験」と朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

イ インターネットによる申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（<http://www.e-yamagata.lg.jp/>）からインターネットにより申し込むこと。

(3) 受験申込期間

ア 警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）、警察官A（武道指導・剣道）  
次表のとおりである。

| 申込方法         | 受 付 期 間                                                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵送又は持参による申込  | 平成23年5月10日（火）から平成23年6月20日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。なお、郵送による申込みは、平成23年6月20日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。 |
| インターネットによる申込 | 平成23年5月10日（火）から平成23年6月15日（水）まで。平成23年6月15日（水）の午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。                                         |

イ 警察官B（男性）、警察官B（女性）  
次表のとおりである。

| 申込方法         | 受 付 期 間                                                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵送又は持参による申込  | 平成23年7月29日（金）から平成23年8月29日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。なお、郵送による申込みは、平成23年8月29日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。 |
| インターネットによる申込 | 平成23年7月29日（金）から平成23年8月24日（水）まで。平成23年8月24日（水）の午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。                                         |

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分               | 受 験 資 格                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 A（男性）          | <p>昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。</p> <p>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>                                                                                                                                               |
| 警察官 A（女性）          | <p>昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。</p> <p>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>                                                                                                                                               |
| 警察官 A<br>（武道指導・柔道） | <p>昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>(3) 柔道の段位が3段以上の者又は平成24年3月までに3段を取得する見込みの者</p> <p>(4) 全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者</p> |
| 警察官 A<br>（武道指導・剣道） | <p>昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>(3) 剣道の段位が3段以上の者又は平成24年3月までに3段を取得する見込みの者</p> <p>(4) 全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者</p> |
| 警察官 B（男性）          | <p>昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>                                                                                                                                               |
| 警察官 B（女性）          | <p>昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>                                                                                                                                               |

別表2

| 試験区分                                                       | 項目  | 基準                 |
|------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 警察官A（男性）、<br>警察官A（武道指導・柔道）、警察官<br>A（武道指導・剣道）及び警察官B<br>（男性） | 身長  | 160センチメートル以上であること。 |
|                                                            | 体重  | 47キログラム以上であること。    |
|                                                            | 胸囲  | 78センチメートル以上であること。  |
|                                                            | その他 | 職務執行に支障のないこと。      |
| 警察官A（女性）<br>及び警察官B（女<br>性）                                 | 身長  | 150センチメートル以上であること。 |
|                                                            | 体重  | 43キログラム以上であること。    |
|                                                            | その他 | 職務執行に支障のないこと。      |

別表3

| 試験区分 | 項目 | 基準                                     |
|------|----|----------------------------------------|
| 全区分  | 視力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
|      | 聴力 | 職務執行に支障のないこと。                          |
|      | 色覚 | 職務執行に支障のないこと。                          |

別表4

| 試験区分                                 | 第1次試験    |           |          | 第2次試験    |           |      |      | 満点   |
|--------------------------------------|----------|-----------|----------|----------|-----------|------|------|------|
|                                      | 教養<br>試験 | 体力<br>検査1 | 実技<br>試験 | 作文<br>試験 | 体力<br>検査2 | 人物試験 |      |      |
|                                      |          |           |          |          |           | 集団討論 | 個別面接 |      |
| 警察官A（男性）及び警<br>察官A（女性）               | 200点     | 80点       | —        | 100点     | 20点       | 100点 | 300点 | 800点 |
| 警察官A（武道指導・柔<br>道）及び警察官A（武道<br>指導・剣道） | 125点     | 40点       | 125点     | 100点     | 10点       | —    | 400点 | 800点 |
| 警察官B（男性）及び警<br>察官B（女性）               | 200点     | 80点       | —        | 100点     | 20点       | —    | 400点 | 800点 |

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成23年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成23年5月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 平成23年8月25日（木）

(2) 場 所 山形市

## 2 受験手続

調理師試験受験願書を平成23年6月27日（月）から平成23年7月8日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号山形県生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（郵送による場合は山形県生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課あてとし、平成23年7月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

## 3 その他

詳細については、山形県生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023-630-2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

特定調達契約に係る競争入札の落札者を次のとおり決定した。

なお、この一般競争入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年5月10日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立中央病院総合医療情報システム整備運用業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2626 内線3167

## 3 落札者を決定した日 平成23年3月28日

## 4 落札者の名称及び所在地

日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号

## 5 落札金額 1,561,350,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年2月15日

特定調達契約に係る競争入札の落札者を次のとおり決定した。

なお、この一般競争入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年5月10日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

医療情報システム運用管理支援業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2626 内線3167

## 3 落札者を決定した日 平成23年3月29日

## 4 落札者の名称及び所在地

株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町四丁目1番25号

## 5 落札金額 56,145,600円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年2月22日

特定調達契約に係る競争入札の落札者を次のとおり決定した。

なお、この一般競争入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年 5月10日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
オーダリングシステム等保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2626 内線3167
- 3 落札者を決定した日 平成23年 3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
- 5 落札金額 44,100,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7年12月県規則第95号）第 3条の公告を行った日 平成23年 2月22日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年 5月10日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立中央病院 情報通信ネットワークシステム更新整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2626 内線3167
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年 3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東日本電信電話株式会社 山形支店 山形市本町一丁目 7番54号
- 5 随意契約金額 139,650,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第372号）第10条第 1項第 2号該当

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤      | 正      |
|-------------|------------|-----|-------|--------|--------|
| 平成23. 4. 26 | 第2239号     | 420 | 下から 2 | 寒河江村山線 | 寒河江西川線 |
| 同           | 同          | 422 | 下から14 | 寒河江村山線 | 寒河江西川線 |
| 同           | 同          | 427 | 同     | 下から 7  | 下から18  |
| 同           | 同          | 同   | 下から11 | 下から11  | 5      |
| 同           | 同          | 同   | 下から 8 | 下から18  | 下から 7  |
| 同           | 同          | 同   | 下から 3 | 5      | 下から11  |